

○行政処分手配者に対する出頭命令及び運転免許証保管に関する事務処理要領の制定について

〔 令和 5 年 1 2 月 2 8 日 〕
〔 例規甲（免処）第 8 3 号 〕

行政処分手配者に対する出頭命令及び運転免許証保管に関する事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 4 条の 3 第 2 項（法第 1 0 7 条の 5 第 1 1 項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第 1 0 4 条の 3 第 3 項（法第 1 0 7 条の 5 第 1 1 項において準用する場合を含む。）の規定による運転免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

ア 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「府令」という。）別記様式第 1 3 の 3 及び別記様式第 1 3 の 4 の処分通知書並びに別記様式第 1 9 の 3 の 3、別記様式第 1 9 の 3 の 4 及び別記様式第 2 2 の 6 の処分書をいう。

イ 「出頭命令書」とは、府令別記様式第 1 9 の 3 の 5 及び別記様式 2 2 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。

ウ 「保管証」とは、府令別記様式第 1 9 の 3 の 6 の免許証保管証、別記様式第 2 2 の 6 の 3 及び別記様式第 2 2 の 6 の 4 の保管証をいう。

エ 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第 1 9 の 3 の 7 及び別記様式第 2 2 の 6 の 5 の出頭命令通知書をいう。

オ 「出頭命令等」とは、法第 1 0 4 条の 3 第 1 項に規定する書面の交付、同条第 2 項に規定する命令及び同条第 3 項に規定する措置をいう。

カ 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）（平成 3 1 年 1 月 3 0 日付け、警察庁丙運発第 5 号ほか）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

キ 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。

ク 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。

ケ 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察を

いう。

コ 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。

サ 「住所地県警察」とは行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（第1号様式。以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(ア) 手配年月日

(イ) 住所・氏名・生年月日

(ウ) 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

(エ) 前歴回数

(オ) 累積点数

(カ) 処分種別・処分日数

(キ) その他参考となる事項

(2) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時には交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）の宿日直員

に引き継ぐものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

(1) 措置要領の作成

運転免許課長は、行政処分手配者が本県に住所を有する者であり、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合には、手配事実等必要事項の確認を行うとともに次により措置するものとする。

(ア) 行政処分手配者が取消処分者である場合には、所属署等からの出頭命令通知書、保管運転免許証（以下「保管免許証」という。）、手配県警察からの処分書等の到達に要する必要最小限の期間を考慮して、可能な限り早い日時

に出頭するよう指定すること。

- (イ) 処分手配者が、停止処分該当者である場合には、(ア) の書類等の到達期間を考慮し、その者の処分日数（短期・中期・長期）により発見した日から原則として20日以内のそれぞれの停止処分者講習実施日の午前8時30分から午前9時までの間を指定すること。
- (ウ) 出頭場所は、運転免許課とする。
- (エ) (ア) 及び(イ) の指定をした場合は、出頭日時等の指定に関する協議受理簿（第2号様式）に指定内容等を記入し、指定状況を明らかにしておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

(1) の措置要領及び出頭日時等の指定に関する協議受理簿は、執務時間外においても協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時には運転免許課の宿日直員に引き継ぐものとする。

3 出頭命令、免許証保管等に関する事務取扱責任者

所属署等は、出頭命令、免許証保管等に関する事務の適正を期するため、警部又は警部補の階級にある警察官の中から、出頭命令、免許証保管等に関する事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。

4 保管証等の受け渡し、携帯等

- (1) 保管証の受け渡しは、次によるものとする。

ア 運転免許課の取扱責任者は、所属署等と保管証の受け渡しをした場合には、所属署等の出頭命令書・運転免許証保管証受払簿（総括）（第3号様式。以下「受払簿（総括）」という。）に記載し、受領印を徴して受け渡し状況を明確にしておくこと。

イ 所属署等の取扱責任者は、運転免許課と保管証の受け渡しをした場合には受払簿（総括）に、所属警察官と受け渡しをした場合には受払簿（総括）及び出頭命令書・運転免許証保管証受払簿（個人別）（第4号様式）に記載し、受領印を徴して受け渡し状況を明確にしておくこと。また、所属署等の警察官は、保管証の受け渡しをした場合は、出頭命令書・保管運転免許証受払及び処理簿（個人別）（第5号様式）に記載し、取扱責任者受領印を徴して受け渡し状況等を明確にして当該警察官が保管しておくものとする。

- (2) 認知警察官から出頭命令通知書及び保管免許証を受領した取扱責任者は、出頭日時等の確認、保管免許証との照合等を行った後、出頭命令・保管運転免許証等処理簿（第6号様式）に添えて所属長の決裁を受けるものとする。
- (3) (2) の処理簿及び関係書類は、5年間保管しておくものとする。
- (4) 所属署等に勤務する警察官が交通取締りなどに従事する場合は、出頭命令書及

び保管証を携帯するものとする。

5 保管証の紛失及び返還

- (1) 保管証の交付を受けた警察官が保管証を紛失したときは、速やかに所属長に報告し、また、保管証が誤記、汚損、破損等によって使用できなくなったときは、その都度所属長に返還しなければならない。
- (2) 所属長は、保管証の紛失報告があった場合には、速やかに警察本部長に報告するものとし、返還された保管証は、出頭命令書・運転免許証保管証受払簿にその旨を記載し、3年間保存した後、確実に廃棄（焼却）処分すること。

6 出頭命令書等の印刷

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書は、写しを作成することができるように印刷しておくものとする。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

1 認知警察官の措置等（別紙1及び別紙2）

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、警務部情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配県警察並びに行政処分手配者の氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

なお、運転免許証（以下「免許証」という。）不携帯の場合には、免許証番号も併せて確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令の措置をとることとなるが、

- ・処分は既に執行されている
- ・処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、認知県警察の行政処分担当課を通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、運転免許課宿日直員。以下同じ。）

に照会し、

- ・前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）
- ・前歴回数
- ・累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講じるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、認知県警察の行政処分担当課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、現住所を管轄する住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭命令通知書の作成

ア 書類の作成要領

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の記載要領（別紙3）によるものとする。

イ 出頭命令書及び保管証の交付

認知警察官は、(2)に基づき処分手配者に出頭命令書及び保管証を作成し、及び交付し、出頭命令を行うとともに、免許証を保管するものとする。

ウ 出頭命令通知書の宛先

出頭命令通知書は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(4) 免許証保管

ア 免許証を保管する際の教示

免許証を保管する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、出頭命令書のみ交付を行い、免許証保管の措置を講じないものとする。この場合において、出頭日時は、認知県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票（書）の

下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、手配県警察及び認知県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

(5) 事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書(写しを含む。)、保管免許証、出頭命令書の写し及び保管証の写しを所属署等に提出するものとする。

2 所属署等の措置

認知警察官から出頭命令通知書、保管免許証等を受領した所属署等は、運転免許課に報告した上、必要な指示を受け、

- ・手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）及び保管免許証

- ・住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）

- ・認知県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令書の写し及び保管証の写しを送付するとともに、送付状況を出頭命令・保管運転免許証等処理簿等に記録しておくものとする。

3 運転免許課の措置

(1) 出頭日時及び場所の回答

認知県警察の行政処分担当課から協議を受けた場合は、必要事項を確認の上、措置要領に基づき行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答するものとする。

(2) 所属署等から報告を受けた場合の措置

所属署等から報告を受けた場合には、出頭命令通知書及び保管免許証の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡するものとする。この場合、出頭命令書の交付状況報告受理簿（第7号様式）に所要事項を記載しておくこと。

(3) 処分執行依頼等

本県において処分手配登録をした者で県外に居住している者を認知した旨の連絡を認知県警察の行政処分担当課から受けた場合には、その内容を出頭命令通知書等の送付連絡受理簿（第8号様式）に記録するとともに、速やかに処分執行を依頼する。

(4) 指定日より早い日への変更の要求があった場合の対応

行政処分手配者から出頭命令書の交付を受けた後に、指定日よりも早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を再指定するものとする。

- (5) 法第109条第1項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置
交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置を講じるものとする。
- (6) 行政処分手配者の出頭時の措置等
- ア 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。
- イ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。
- ウ 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。
- エ 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、
- ・ 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する
 - ・ 取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなす
- ものとする。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明するものとする。

4 手配警察からの処分執行依頼

行政処分手配者が本県に居住する場合で、手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた運転免許課は、出頭した行政処分手配者に対し、3(6)に準じて処分を執行するものとする。

別紙・様式略